

改訂版 競売不動産の基礎知識  
【正誤のお知らせ】

(3716)

平成 27 年 11 月 26 日  
株住宅新報社 出版・企画グループ  
TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 123 上から 1 行目	○	×
P 257 下から 4 行目	×	○

平成 27 年 7 月 22 日

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 66 下から 1 行目	抵当権等よりも前に設定された非担保目的の所有権移転の仮登記で、 <u>最先順位のもの</u>	抵当権等よりも前に設定された非担保目的の所有権移転の仮登記で、 <u>最先順位でないもの</u>
P 74 上から 8～10 行目	<b>売却の不許可の申出</b> をすることができる(法 71 条 5 号、188 条)。手続中に判明した場合は、執行裁判所が職権により <b>売却不許可決定</b> をする。	<b>売却の不許可の申出</b> をすることができる(法 75 条 1 項、188 条)。手続中に判明した場合は、執行裁判所が職権により <b>売却不許可決定</b> をする(法 71 条 5 号、188 条)。
P 150 下から 1～2 行目	④ × <u>登記記録上の旧所有者を相手として申し立てればよい。</u>	④ ○ <u>申立前に、所有者に一般承継があった場合、差押登記をするためには、承継した新所有者名義となっていなければならない(148 頁参照)。</u>
P 197 上から 1 行目	遅滞	遅怠
P 315 下から 3 行目	債権	債務
P 411 下から 11 行目	建築基準法 42 条	建築基準法 42 条、43 条